

指導行政のポイント

制度改正と“パブリック・コメント”

菱村 幸彦

近く学習指導要領の総則の改訂が告示される。ご覧になった方も多いと思うが、今回の学習指導要領総則の改訂については、文部科学省のホームページの「パブリック・コメント」欄をクリックすると、改訂案の全文が入手できる。総則の改訂については、正式に告示されてからあらためてコメントすることとし、ここではパブリック・コメントの手続きそのものを取り上げたい。

政・省令告示が対象、法律は除外

最近、政府が政令・省令・告示等により制度改正を行う場合、パブリック・コメントの手続きがとられるようになった。文部科学省でもパブリック・コメントの手続きをとる案件は多く、本年に限っても、学習指導要領総則の改訂を含めて、すでに33件に及んでいる。文科省のホームページのパブリック・コメント欄をみれば、いまだどんな制度改正が進められようとしているかがわかる。

パブリック・コメントとは、欧米で行われてきた手続きで、行政機関が政策の立案を行おうとする際に、その案を公表し、この案に対して、広く国民や事業者などから意見・情報を提出する機会を設け、行政機関は、提出された意見・情報を考慮して最終的な意思決定を行う制度である。

平成11年に、国の行政機関が新たな規制を設けようとしたり、それまで行っていた規制の内容を改めたり、規制を廃止しようとする場合には、そのような機会を設けなければならないことを閣議で決定し、同年4月から全省庁でパブリック・コメントの手続きをとることとなった。

閣議決定(平成11年3月23日)では、おおむね次のような方針が示されている。

第1に、パブリック・コメントの対象は、規制の設定・改廃を行う政令・府令・省令・告示等である。

ただし、国会において審議を経る法律案や条約は対象としない。また、迅速性・緊急性を要するもの、軽微なものも対象外とすることができる。地方公共団体の規則は対象でないが、各地方公共団体は、国に準じて、独自にパブリック・コメントの手続きを導入しているところが多い。

事前に案を公表し意見を聴取

第2に、パブリック・コメントを経て政策決定を行う場合、行政機関は、最終的な意思決定を行う前に、その案を公表する。行政機関は、一般の理解に資するため、案そのものに加えて、可能な限り関連する資料を公表する。

第3に、パブリック・コメントのための案等の公表方法は、ホームページへの掲載、窓口での配付、新聞・雑誌による広報、広報誌掲載、官報掲載、報道発表などによる。

第4に、意見・情報の募集期間は、意見・情報の提出に必要と判断される時間を考慮し、1か月程度を目安として、案等の公表時に明示する。

第5に、意見・情報の提出方法として、郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を案等の公表時に明示する。公聴会の開催による意見・情報の聴取もできるが、書面での意見・情報の提出の申し出があった場合は、これを受けつけなければならない。

第6に、案等を公表した行政機関は、提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うとともに、これに対する当該行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見等と併せて公表する。

以上、パブリック・コメントについて紹介した。パブリック・コメント欄に限らず、文部科学省のホームページは、貴重な情報源である。

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

...本誌は<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●新刊案内●

読本シリーズ最新刊・10月25日出版! 好評発売中!

教育開発研究所刊

教職研修総合特集 No.159 【編集】高階玲治 / A5判 220頁・定価 2310円

『2学期制の学校経営《導入と展開》』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)